

第40回公物管理等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第40回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成30年3月7日（水）10:18～11:54

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 審議

1) 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

○PCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務（環境省）

2) 公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリング

○防衛装備品の補給・維持業務（防衛省）

3) 自主選定となった事業の報告

○宇宙システム海外展開に向けた戦略的パッケージ・ツールの策定および普及・実装に向けた調査（内閣府）

○特許等取得活用支援事業（経済産業省）

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

井熊主査、尾花副主査、川島副主査、北川副主査、古笛副主査、加藤専門委員、
宮崎専門委員

（事務局）

福島事務局長、栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

（ヒアリング）

環境省 山本次長、相澤制度企画室長、福井課長補佐

防衛省 中村部長、北橋室長、霜田室長補佐、中山室長補佐、加藤室員

○井熊主査 ただいまから第40回公物管理等分科会を開催いたします。

本日の議題は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングと、公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリングと、自主選定となった事業の報告について審議いたします。

初めに、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングとして、環境省のPCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務について審議を行います。

本日は、環境省の山本環境再生・資源循環局次長にご出席いただいております。ご説明をお願いいたします。なお、説明は20分程度でお願いいたします。

○山本次長 おはようございます。ただいまご紹介いただきました環境省でPCB廃棄物処理を担当しております環境再生・資源循環局の山本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今回、取り上げていただいたPCB廃棄物の適正処理対策推進業務ということですが、いろいろとご指摘を受けて、これまで競争性という意味では、なかなか十分な取り組みができていなかったという反省も踏まえて、30年度の発注に向けては、やれることをいろいろ考えてやってきておりますが、PCB廃棄物の処理に関しては、いろいろな経緯だとか特殊事情もございまして、なかなか難しい課題もあるということがありますので、本日は、そのあたり、これまでの取り組み経緯、あるいはこういったところが課題だと認識しているのかをご説明させていただければと思います。

お手元、資料1-1を用意しておりますので、まず、それをめくっていただきまして、最初に、PCBとはとあります。委員の皆様方はよくご存じかもしれませんが、工業的に合成された化合物で、工業的には非常にすぐれた物質です。特に電気絶縁性にすぐれていて燃えないということがあって、変圧器とかコンデンサーといった電気周りの機器に幅広く使用されています。あと、新幹線の車載の変圧器などにも使われて、火災の防止という意味では、すごく役に立ったということがあります。

ただ、そういった化学的に非常に安定しているということが、環境面から見るといろいろ災いになりまして、環境中に出ても全然分解されない。それから、油に溶けやすいという性質があるので、生物の中で生物濃縮がかかっていって、どんどん上位の生物に対して濃縮された形でたまっていく。それから、意外と揮発性があるものですから大気をめぐって、使っているのは先進国なんだけれども、一番影響が出ているのが北極圏のエスキモー、イヌイットの方だとか、そういったところの血中に高濃度で出るような事態になるということで、環境的には非常に厄介な物質でございます。

毒性もあって、急性というよりは長期間摂取してたまっていくということで問題があって、後で出てきますが、我が国では大きな健康被害も生じたということでございます。

こういった先進国で使っているものが、世界的には全く使っていない方々に現に健康影響を及ぼし始めているということで、国際的にも規制が必要だということで、ここにありますPOPs条約というものができまして、その中の典型的な重要な物質として、このP

ＣＢも指定されているということでございます。

これをきっかけに厳密に、国際的にも、ここにありますように、平成37年度までに使用の全廃、それから平成40年までに適正な処分ということが求められている物質でございます。

次のページ、廃棄物の例ということですが、さきほど、変圧器とかコンデンサーに用いられていると申し上げましたが、変圧器は結構大きなものでして、ほんとうに巨大な、この部屋に入らないようなものも含めていろいろなものがあって、大きな変圧器ですと、大体、受注生産とか一品物としてつくられているので、かなり多種多様なものがあるということがございます。こういった変圧器のほかにも、コンデンサーとして、町工場みたいなところまでかなり幅広く用いられているということがあります。

後ほど申し上げますように、この処理が行き詰まって30年間全く処理ができなかったということもあって、その間にすごく老朽化が進んで、この下の欄にあるようないろいろな状態になってしまっています。油が漏れそうなので、こういったふうにコンクリートで固めてしまったりとか、あるいは当初の書類が全然残っていないくて、ＰＣＢは使っているけれども、この機器のどこの部材のところに使われているのかわからないとか、ほかのものと混ざった汚泥状のものとして保管されたり、非常に難しいものとなっているということがございます。

次のページを見ていただきますと、処理の経緯というところですが、こちらは昭和43年にほんとうに悲惨な健康被害が生じてしまいました。これは食用油の中に、熱媒として使っていたＰＣＢが誤って混入してしまって、それを幅広く摂取した方がいて、ここで健康影響が出てしまいました。今なお、その症状に苦しむ方がいらっしゃるという大変悲惨な事故が起きてしまったということです。

これを受けて、昭和47年には製造が中止になりましたが、先ほどの変圧器とかいったものはなかなか壊れないものですから、その後もずっと使い続けられたりしております。ただ、それと並行してどんどん、使い終わったものは適正に処理しなきゃいけないんですけれども、基本、事業場で使っているものですから、廃棄物の区分でいくと、事業者の責任で処理しなければいけない産業廃棄物ということになるので、これは当時の通産省が指導しながら、民間主導で施設の立地をしようとしてしました。

基本的にはすごく安定したもののなので、何が一番有効かというと、高温の熱分解が有効だということで、平たく言えば、油であれば燃やせばいいということなんですが、塩素がついているものですから、下手に燃やすとダイオキシンの発生ということがありますから、かなり高度に管理した状態で燃焼する必要があります。ただ、技術的には十分やれるんですけども、ダイオキシンの懸念ということもあって、いろいろなところで立地を試みましたが、ここにありますように、39カ所、39敗ということで、どこでも立地ができず、これでほんとうに処理が行き詰まってしまって、約30年間全く停滞してしまったということがございます。

やはり30年も保管していれば、その間に、いろいろなことで、いつの間にかなくなっているというようなことで、これが問題化しまして、平成13年に先ほど申し上げた国際条約、国際的にも、これはなくしていかなきゃいけないという中で、国の一定の責任、国の主導の中で処理をしていこうということが出てまいりました。これで平成13年にP C B処理の特別措置法ができて、処理がスタートしました。

ここに書いてありませんけれども、実は並行して、熱分解で処理しようと思って39カ所でだめだったという経験を踏まえて、焼却は無理だろうということで、いろいろな民間での技術開発が進んで、化学処理という化学反応によって処理をする、P C Bは安定したものですけれども、例えば塩素がくっついていきますから、金属ナトリウムという反応性の強いものと合わせると、N a C l という形で塩素を剥がすような反応を使えば、比較的低温で化学反応によって無害化できるというような技術が出てきました。それを使って、国が主導で地方と連携して何とかできないかということで、当時ちょうど環境省ができるころですけれども、特措法ができて、この方式での処理に着手しました。

かなり調整はいろいろ大変だったのですけれども、何とか全国5カ所で処理の立地ができる見通しができました。これを今のJ E S C O、中間貯蔵・環境安全事業株式会社ですが、当時、環境事業団という特殊法人がまず仕事を受けて、それが今、J E S C Oに引き継がれているという状況でございますが、こちらで処理するスキームが平成13年にスタートしております。

13年につくったときは、15年間で立地をして、それで処理も完了させるということを地元にお約束して、地元からは強い懸念の声だとか反対もあったんですが、一方で、カネミ油症みたいな悲惨な事故を起こして、現にイヌイトの方々がいわれもない健康被害を受けているということで、そこは地元の自治体も踏ん張っていただいて、何とか立地していただいてスタートしたということなんですが、実は当時、化学処理は、世界中でも日本しかやっていなくて、5カ所なんですけど、5カ所それぞれが違う方式になっています。

メーカーが一斉に「よーい、ドン」で技術開発したもので、競争的な採用をした結果、それぞれが違う処理方式なものですから、得意不得意だとか、処理の特徴があつてという状況でスタートしたものですから、なかなか試行錯誤で、初期の段階はトラブルで処理が一定期間とまったりとかということがあつて、なかなか順調に軌道に乗るまで時間を要したものですから、15年間でどうしても処理ができないというのが見えてまいりました。

それで、平成26年に期限を延長せざるを得ないとなって、これを地元と調整して、これがまた大変な難航を極めました。約束が違う、何とか引き受けたけれども国としての約束はどうなったんだということで、地元では大変厳しいお叱りをいただいて、最終的には延長を認めていただいたんですが、その際も、環境大臣がきっちりお約束しました。政務も何回も足を運んでお願いした上で、最後は大臣が約束するという形で何とか受けていただいたという経緯がございます。

次のページですが、その5カ所の施設が右側の地図に書いてございます。そこに期限が

それぞれ書いてあります。大きく変圧器、コンデンサーというもの、それから安定器というその他のものがあるんですけども、油を抜いて処理をするような変圧器、コンデンサーについては、ここにありますように、一番早いところで平成30年3月31日、北九州事業エリアですが、この期限までに処理を委託して終わらせなきゃいけないという地元とのお約束の期限がここに書いてございます。何とか延長するときにも、これは二度と延長はあり得ないという絶対的な期限として、地元とのお約束を大臣がしたのが、この期限ということになっております。

この期限を約束したんですが、実際にそこに処理をしてしまおうとすると、先ほど申し上げたように、まだ現役の使っている機器とかもあったものですから、とにかくそういったものまできちっと処理するためには、今の法律上、自治体、廃棄物部局は、使用しているものに対しては何ら権限がない状態ですので、それではとても完了ができないということで、PCBの特措法を改正させていただきました。

それが囲みのところにあります平成28年に特措法の改正、あわせて電気事業者に対する指導ということで、電気事業法の法令も手当てしていただきました。ここに書いてありますように、まず、基本計画に地元とのお約束期限を明記して、それを閣議決定した上で、持っている方、使っている方に対して、法律上の必要な処理の義務づけをさせていただきました。それに対して、自治体の報告徴収、立入権限を強化した上で、一定の命令をかけて、最後は、倒産されている方だとか、どうしようもないところは自治体が代執行できるようにと、そういう意味では非常に強い法律を改正させていただきました。

そのツールをもって、何とかこの期限に間に合わせようということで、今、必死になってやっている。特に、北九州はもう間もなく処理期限が来て、そこまでに、この処理をするJESCOにちゃんと委託してくださいという期限になっていますので、取りこぼしのないようにということで、一生懸命、今やっているという状況でございます。

こういった特殊事情がありますので、なかなかこれは処理するところがないと、39カ所でできなかったように、どこにも行き場がなくなってしまうので、何とかそういうことがないようにということで、今、必死になってやっているという状況でございます。

次のページが今回取り上げていただいている業務で何をやっていただいているかということが書いてあります。

主な業務内容としては5つ書いております。その中でも一番大事なところが実態把握、(3)の実態把握というのがありますが、こちらが先ほど30年間保管していたということで、わからなくなってしまうものもあって、それをどうやって掘り起こすのか、電気事業者からのアプローチだとか、もともと使っていた可能性のある工場を洗い出して、しらみ潰しにやるだとか、いろいろなことを都道府県市が今、工夫を凝らして、環境省、経産省も協力してやっているところです。そのときも、対象者が多いものですから、できるだけ効率よくやるために、いろいろな経験を踏まえたマニュアルなどをつくっていただく、そこが非常に重要な業務としてございます。

それから、処理技術に関しても、さっき申し上げたように、今、5カ所の処理をいただいているJESCOの施設それぞれ処理方式が違うものですから、いろいろな形で保管されているものを、処理方式によって、工程が違うものですから、処理に留意するところが違うということもありますので、処理技術に関してのいろいろな検討というようなものも非常に重要なことになってまいります。

それから、今回ご説明しているのは、主に高濃度のPCBなんですけれども、残念ながら、それだけじゃなくて、普通の絶縁油が入っている変圧器、コンデンサーも、昔は、PCBは怖いものでなかったんで、わりとぞんざいに扱われていたんで汚染されているものがあるって、低濃度のPCB汚染油が入った機器がまたたくさんあって、そういったものについての処理技術というのも、こちらの業務の中でいろいろ検討していただいているということがございます。

結局、PCBは健康被害も起きてデリケートなものですから、民間でいろいろやっただけでも、なかなかうまくいかなかったということで、そういった民間でなかなかできなかった部分を、今、現在受託しているこの財団で業務の中でしっかりサポートしてやっていただいているという現状がございます。

そういったものを使って、(1)の連絡会、検討会ということで、会議運営は別にそれは誰でもできるということなのかもしれませんが、ここでやっているのは、さっき言ったように、それぞれの違う処理方式の施設を持った施設に、いろいろな事業場のものを掘り起こして、きちっと処理していただく。いろいろな関係者のノウハウを集めて、しっかりとそれをやっていただく。それを期限の中で効率的にやるために、どういったやり方がいいのかということを経験しながらやっているということもございまして、なかなか専門的な知恵が要ということがございます。

先ほど申し上げたように処理期限が来るとということで、いよいよ年度が明けたら、今度は処理ができていないところに法律に基づく命令をかけて、それでもできなければ代執行するというステージに入りますので、(4)の処理促進業務というのがこれから結構大きなことになってきます。

今度、自治体が代執行するとなったときは、古い工場に非常によくはない状態で置かれているものを処理しようとするので、今度、それをどうやったら安全に処理できるのかみたいなことは技術的な知見がないとできなくて、そういったところの助言とかも、この中でやっていただくということをやっております。

それから、もともと国際条約に基づくものですので、国際的に我が国の状況の発信ということもありますし、そこでのいろいろなガイドラインづくりだとかに協力するなどの支援ということもお願いをしております。

次のページに移りますが、そういったような事柄がありますので、ここに囲みで書いてありますように、かなり特殊な知見が要ということがございます。ほんとうに時間がたっているというのが非常に重い重しとしてのしかかっているわけですが、こういったもの

を十分把握して精通して、そのものが劣化している中で、安全にPCBが環境汚染をしないようにきちんと処理していくということでは、いろいろデリケートな知見が要ることがございます。

こういった事柄に加え、さっき申し上げたように、新しい特措法をもって期限の切られた処理をするという、かなり短期決戦でやらなきゃいけないということを十分理解した上で、必要な支援ツールをつくっていただくということが必要でありまして、なかなか現実問題、今やっつけていただいている財団以外にできる組織というのがなかなか見当たらないのが現状としてはございます。

最後のページになりますが、競争性改善ということで、私ども、これまで確かにそういった視点が十分でなかったという反省も含めて、平成30年度は、下の四角囲みでありますように、公告期間をまず延ばして、それから入札説明会をしっかりとやる。それから、過去の報告書をきちんと閲覧するということをしっかりとやって、あと、再委託もパーツによって可能であることを明記するということで入札参加を柔軟にできるようにというところは、来年度に向けてはやらせていただいて、現在、その手続中ということであります。

やや繰り返しになりますが、そういった専門性の高さだとか、新規参入の可能性の低さというところは現実問題としてございます。平成13年に仕切り直して、化学処理という新しいスキームに切りかえて、その後、ずっとこちらでやっているものですから、その中に、いろいろなメーカーだとか、そういった化学処理に対して知見を持っているプラントエンジニアリングの人たちだとか、今、財団にチームをつくってやっつけていただいていますので、なかなかそういったチームをほかの組織で用意するのは厳しいのかなというのが実際問題としてございます。

スケジュールのところに書いてありますのは、プラスアルファですけれども、我々もほんとうに日々試行錯誤していて、どんどん今まで想定していなかった、掘り起こしの結果、新しい事実が出てきたら、その事実に対してどういうふうにしていくのか、追加の調査をしなきゃいけないのかとかいうことをやらなきゃいけないものですから、なかなか試行錯誤しながら、ぎりぎりまで仕様書を詰めてやっているという実態がございますので、その年その年で、かなりそこが変わってくるということもありまして、なかなかテストのタイミングと合わせるのが難しいのかなという、プラスアルファとしてのスケジュールの問題もあるということがございます。

大体、以上のようなことが本事業に関しての、とりあえず、私どもからまず説明させていただきたいことでございます。

○井熊主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明の内容につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがですか。どうぞ。

○加藤専門委員 ご説明どうもありがとうございます。ご説明あったのかもしれないけれども、ちょっとスケジュール感をもう1回確認させていただければと思うんですが、最後

のところに、38年度まで終了する見込みとあると思うんですけれども、途中の処理の期限を見ると、34年度までですかね。このずれというのは、どういうふうに理解したらいいんですか。

○山本次長 すいません、言葉足らずで。まず大きく分けて、高濃度のPCBそのものを絶縁油として使っているものと、それからPCBで汚染された低濃度のものがありまして、高濃度のものは環境リスクも非常に高いということで、ある程度は国策で、今、JESCOで、5カ所の施設でやっていただいています。その5カ所でやっていただいている施設の期限がこちらの地図に書いてあるもので、これは施設が最初に稼働した年で、あとどれくらい残りがあって、最短でどのくらいでできるかということも地元と調整して決めた期限でありまして、その最短のものが北九州でこの3月末ということです。それぞれ、変圧器、コンデンサーに関して言えば33年、34年の3月末で終わりますし、あと安定器、その他のものはちょっと処理方式が違うものですから、これは東日本と西日本に大きく分けて、北海道と北九州で集約して処理をするということにしていますが、そちらは、ここにありますように35年と33年の3月末までということです。

それとは別に、条約上の義務を履行するという意味で、低濃度のものもきちんと片づけなきゃいけないということで、こちらは実は民間の施設でやっております。民間のいろんな処理業者がやっております、ただ、下手に処理するとダイオキシンの問題があるので、これもこちらの業務の中でやっている無害化認定という、環境大臣がきちっと認定をして、施設の安全性を確認した上でやっていますが、その期限が39年の3月ということになってございます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。続けて、いいですか。

○井熊主査 どうぞ。

○加藤専門委員 ちょっと質問なんですけど、主な業務内容で、6ページ目でご説明があったんですけれども、例えば、一番中心になるのは3の実態把握業務というところで、確かにすごく古くて大変ご苦労が多いところだと思うんですけれども、これはやっぱり継続的にやってきても、なかなか終わりのないようなものなんですかね。ちなみに、今までどれぐらいこういう掘り起こしの業務をやってきて、年間どれぐらい新しい発見があって、今後どれぐらい新しい発見がありそうなのかというような、なかなか説明は難しいかもしれないんですけど、全然経験がなくて知識がないので。

○山本次長 わかりました。ちょっと具体の数字とかがあるので。

○福井課長補佐 詳細のところでございますので、担当の福井からご説明させていただきます。

PCBの総量で言いますと、実は9割以上のものは捕捉ができていると我々は認識しております。それは問題が発覚した当初からしっかり保管していただいているものになっておりますので、それ以外のもので、実はPCBの量としてはそれほど多くはございませんけれども、危ないものでございますので、かつ処理できる施設に期限がございますので、

残らないようにしっかり調べるところで、現在も掘り起こし調査を進めています。

これについては、過去はそもそも処理が開始できるかどうかが問題でありましたので、平成13年からやっと立地が開始できて、この施設自体も20年ぐらいまでに順次稼働しています。それまでは、掘り起こしというよりは今あるものをちゃんと保管していただいて、しっかり処理できるかということをやっておりました。それが終わってから、平成20年代ぐらいから、ようやく、ほんとに残りがないかという調査が開始されたという状況です。

具体的にどれぐらい出てくるかというところ、ここはおっしゃるとおり難しいところではございますが、この施設を立地いただいた北九州市、ここが1つの先行事例ということでございまして、市内の全事業者をかなりの年数かけて先行して調査をしました。その結果、もともと保管されていたものの1割に満たないぐらい、1割ぐらいのものが、新たに見つかったものの機器の総数ということになっております。

ただ、我々のほうで把握している中で、例えば今ご説明したもの、主流のものは変圧器、コンデンサーとかいったものでございますけれども、昔の、カーボン紙ではなくて複写ができるような感圧複写紙、例えば銀行とかで使っていた緑色のものです、ああいったものにも実はP C Bが入っていたものが一部あるとか、そういったものが実は今でもわかっております。そういったものの分析方法と判別方法、保管の実態を探るといったような調査が、残念ながら今も見つかっておりまして、そういったものについては、逐次、対処方法を検討するというところで、この施設がある間にできる限りのものをしっかりと処理していくことを検討している状況でございます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。すいません、もう一個、今、その業務の次、2個目で、これも理解が浅くてすいませんけど、新たな処理技術に関するという業務があるんですけども、期日を考えると、素人ながら、今さら新しい技術があったとしても、それを使って処理をするなんていうことは現実的ではないような気がして、今ある技術をフル活用して何とか対応していくことなのかという形で思うと、ちょっと違和感があったんですけども、この必要性はどの程度あるのかをご紹介ください。

○福井課長補佐 ありがとうございます。こちらにつきましても、おっしゃるとおり高濃度の処理については期日もございますし、法改正をして政令に期日も明確に書いております。現在の技術で処理を進めていくというところで政府の方針は立っておりますが、低濃度のP C B廃棄物については、若干とはいえ9年ぐらい期間がございます。

また、現在の処理技術、先ほど申し上げた環境大臣の認定施設も35施設と増えてはきておりますけれども、やはり得手不得手というのがございます。機器も、非常に大きなものから小さなものまでありますので、小さなものでしたら、そのまま直接投入で焼却をするというのもございますし、大きいものでしたら、中に入っている油を取りかえて機器を洗浄する技術とかもございます。そういったところで、得手不得手を補完する形での新たな技術を民間で開発していただいて提案を受けているということです。

最近であるものとしては、使用をやめずに、使用したまま洗浄ができるという技術も海

外では開発されていて、それが日本で適用できないかといった検討も含めて行う。低濃度のものは比較的最近のものまで残念ながら汚染されておりますので、そういったものをやはり用途に合わせて、機器に合わせて技術を開発していくというところは、今もってなお必要という状況でございます。

○加藤専門委員　ありがとうございます。

○井熊主査　ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○尾花副主査　では、行政事業レビューシートの観点から1点と、もう一つは専門性の観点から1点と、3点目は仕様書の記載について1点教えてください。

行政事業レビューシート等を見ますと、廃棄物適正処理対策推進事業というので1個事業が上がっているんですが、その内容がこの調査業務の内容でカバーされているというか、そもそもこの事業でその事業を全部やっているような印象を受けるんですが、そういうことでいいのでしょうかというのが1点です。

2点目の専門性について言いますと、無害化処理にかかる施設の評価等について、環境省令の基準とかを拝見しますと大変専門的で、そういったものの事前相談から、認定の技術的な評価をするところから、さらに指導までするというのが内容になっておったり、あとは新たな処理技術に関する検討なんかについても、ウェブサイトを拝見しますと環境省の答申までするところまでお手伝いするようなもののように理解しましたが、一体そういった専門的なものを他にやれるところはあると思っておられるのかというところです。

あと、最後の仕様書の点なんですが、これは請負でお支払いになられていると理解するんですが、そういった場合に、記載等で例えば「連絡会は1回程度」とか、いろいろところで応札者が見積もりをするのに重要な情報が「程度」という記載になっており、ほんとに一般競争入札をやろうとするのであれば、もう少し改善すべき点があるのではないかと考えております。その点について、今後どうされるかを教えてください。

○山本次長　ありがとうございます。行政事業レビューに関して言いますと、おそらくこちらを見る側の便宜もあるんでしょうけど、ある程度、同じテーマのものについてはできるだけくるようにするということで本数を減らしているから、ほかもあります。この事業、多分この業務が網羅的に見えるのは、やっぱりPCB周りの技術的な事柄全体をここで集約しているというところが1つ大きな要因かと思います。不足があったら後で補足します。

あと、無害化の認定とか処理技術の検討ということなんですけれども、結果的にここですずっとやってきていることもあって、もともとこの財団は、不法投棄とか不適正処理が社会問題化したときに、排出事業者側からするときちんと処理できる業者さんを育ててほしいというのがあって、処理業者の中でも、優良、自分たちでしっかり、もうちょっと社会的に認知されるようにしっかりやりたいという思いがあって、その関係するような、ある程度経済界からもてこ入れをしていただいて、処理業者をしっかり育てていくという役割で、だから、いろんな処理にまつわる、いろんな技術的な指導、助言をずっとやってきて

いる経緯がございまして、P C Bに関しても当初から手がけてこれだけの期間やってきているということで、P C B処理にまつわるいろんな知見がある種ここに集約しているようなことがあります。

ご案内のとおり、ダイオキシンの問題もそうですけれども、何かあったときに地域では大問題になりますから、なかなか民間の方にとってはいろいろ、下手するとものすごく大きな責任というものが大変なことになるので、通常の民間事業者の方は手を出しづらい分野ということもありまして、正直、ほかにやれるところがあるのかというと、ここに至っては、なかなかほかにはないのかと思っております。

仕様書に関するご指摘は、さっき言ったように、いろんなことを試行錯誤でやっているもので、出す側からすると、少しそこは泳げる余地を考えてそういうことになっている部分があるかと思いますが、確かにご指摘のとおり、請負だったらきちっとそこをしないと応札する人が見積もれないじゃないかというご指摘もあるかと思いますが、まだまだそういった点ではご指摘いただいて、仕様書で改善できるようなところはしっかり考えていきたいと思っております。

○福井課長補佐 少しだけ補足で、1点目についてですけれども、次長からの説明のとおりではあるんですけれども、大半の事業はこの財団が請け負っている業務で行っておりますけれども、1点だけ明確に分けて発注しているほかのものとしましては、このP C B特別措置法上、保管届出の義務というものがございまして、毎年度、P C B廃棄物をお持ちの方は最寄りの都道府県、政令市に届出をしていただくことになっております。その届出の情報を国に提供いただいて我々のほうで集計させていただくという業務がございまして、その業務についてはこういったデータの扱いに長けた事業者さんをお願いしたいということで、別業務でのお願いをしているというものでございます。

○尾花副主査 わかりました。でも予算の規模としては、環境省さんのP C B廃棄物適正処理対策推進事業のほぼほぼをこちらにお任せしていて、題名がそれに調査業務とついてるものの、ほぼほぼこちらとともにやっておられるという理解でよろしいでしょうか。

○福井課長補佐 はい。

○尾花副主査 わかりました。

○井熊主査 ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。大体内容は、伺った範囲でかなり専門性があるので、業者さんも限られるのはよく理解したところですが、1点、この仕様書を拝見すると石綿の調査業務というのが入っていて、これをなぜ抱き合わせでやる必要があるのかというところだけ少々違和感があって、ここだけは切り分けが可能であれば別業務とされてもよいのではないかと思いますのですが、その点はいかがでしょう。

○山本次長 物として見た場合にP C Bと石綿が似ているかということ、全然違うものがあります。どちらも環境の目で見ると、非常にデリケートできちっと処理しなきゃいけないということで、通常の処理ではなかなかうまくいかないから、それに向けた、無害化を

確実にできる処理方式をやっていただかなきゃいかんという点で共通項はあります。

実質は、この石綿の処理をやっているところは今かなり限られたところなものですから、実際に無害化認定も2社しかないということで、そんなたくさんあるわけではなくて、結局、今は結構、現状、飛散しないような形で埋めているというのがわりと多いこともあって、そういうこともあって、結局これを切り離すというのは、確かに業務としては性格が異なりますけれども、スキームとしては同じスキームで、どういったプロセスで審査してどういうことをやっていく、確認するかという。

廃棄物としての処理としては、具体的には熱で溶かすんですね。アスベストですから、針状にあると危険だから溶かす。もともと廃棄物の世界では熔融技術というのは結構ポピュラーなものとしてあるので、もともと廃棄物処理の専門性はこちらの財団も持っていますから、一緒にやったほうが行政コストという意味では合理的なのかということがございます。

確かに違うから、切り分けが絶対できないかという、そこはあり得るのかもしれませんが、かえってそこを切り出すとコストがかかるのではないかといいところもあって、もともとそういうような経緯もありましたので、ここに。並べると何か少し違うんじゃないかというふうに見えるんですけど、そういうことでやっているという実情がございます。

○宮崎専門委員 わかりました。

○北川副主査 よろしいですか。私、一般論で、9割ぐらい捕捉されていると言われましたね。捕捉というのは、絶対量がそういうことですか。それとも、捕捉できない莫大な量があって、現在捕捉しているのが9割捕捉したわけですか。あなたが言われたことで。

○福井課長補佐 ありがとうございます。我々が、日本に、まだ市中に残っているものの9割という認識です。それより莫大に、ほかにどこかにあるという認識ではございません。

○北川副主査 ではないわけですね。

○福井課長補佐 はい。

○北川副主査 現在あるものを、つくられたもののほとんどは捕捉している。

○福井課長補佐 残念ながら、30年間保管していたときに既に環境中に出てしまったものも確かにございます。そういったものを回収するというのはそれ以上に困難なものでありますので、我々が捕捉しているというのは、現在も市中に製品や廃棄物として保管された状態で残っているもの、もしくは認識されずにどこかの工場ですとか事業場に残っているものを全体として捉えております。環境中に放出されたものまで回収できるかという、そこはまた別の難しい問題だと思っております。

○山本次長 さっきご説明した中で、4ページのところに、その間に少なくとも1.1万台が紛失したとありますが、もともと届出で情報を持っていた中で、その後行方がわからなくなったものというのはこのぐらいあります。

今の担当からの説明は、北九州市では少なくとも全事業所をつぶさにチェックをして、やりましたので、その結果、従来から法律に基づく届け出とかをきちっとやっていただい

ている方が、大方、そういったものを含めて9割方あって、そこから掘り起こせるところは大体1割ぐらいだろうと見ております。

○北川副主査 だから、北九州でしょう。ほかの4カ所はどうなっているかとか、その辺はわからない。イメージでは……。

○山本次長 ただ、もともと法律上の義務として届出とかを受けていますので、そのベースとして9割ぐらいは捕捉できているだろうと。北九州の先行事例に照らせばそういう評価をしていまして、残り、掘り起こさなきゃいけないのは1割ぐらいじゃないかと。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

私のほうからも少し聞きたいんですけど、環境省さんは、これは専門性が高いので、これまでずっとやってきたこの財団しかできないのではないかと。というふうになると、ここでやっている入札の意義というのは、環境省さんとしてはどう考えているんですか。

○山本次長 なかなか難しいご指摘だと思います。なるべく全体としては競争性を持たせるということで、基本はやっぱり競争入札だということで、この事業に限らず、全体、ほぼ競争入札を基本としてやっているという中で、ここについても、実態としてはなかなか現実的には難しいかもしれないけれども、ある事業者がそういったチームとして、要は、知見は人のところもありますから、人を引っ張ってきて、知見を持って応札をするということが絶対できないかと言われると、できないとも言えないので、一応そこは競争性を持たせるということでやっている。

ものによっては、なかなか難しいと思われる事業はほかにもありますけれども、基本は競争性を持たせるということで、それは受託する財団の側にも、必ずしもお宅に一定額を与えるような業務ではないと。あくまでそれは業務としてきちんと競争性を持たせてやるということは、相手方に対する姿勢としてもそれは必要なことかと思っております。

○井熊主査 この財団しかできないのではないかと思うけれども、それに確証があるわけではないので、一応公開性を持たせて、ほかの人がチャレンジする可能性を残しているという意味ですよね。随契という形でやるという判断のほどではないということですか。

○山本次長 そうですね、はい。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

○尾花副主査 いいですか。

○井熊主査 どうぞ。

○尾花副主査 以前ご説明を伺ったときに、落札率99.27%という話を伺ったんですが、仕様書を拝見してみますと、非常に曖昧な点が多い中でも、99.27をたたき出せることを考えると、プロセスとしては、ほんとに費用対効果で効率的に調達できているのだろうかというのは、一般的には疑問に思います。ゆえに、もし一般競争入札という形をとるのであれば、もう少し仕様書を明確になさったほうがいいのではないかと思います。

○山本次長 はい。仕様書に関するご指摘は、先ほど具体的にいただいた点も含めて、さらに精査させていただきたいと思います。

○井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○川島副主査 どうもご説明ありがとうございました。1つ、この仕事を例えばほかの業者が請け負った場合に、どれだけの人的な体制を組んで行わなくてはいけないのかというのが、ちょっと拝見した資料ではわからなかったもので、実際に今この財団でされている場合に、何人ぐらいでこの仕事をされているのか、何かその辺の業務のボリューム感ですとか、それに必要な体制などについてわかるものがあったら教えたらと思います。

○山本次長 実際にこの財団の中で技術部と言う部署を設け、その中に専門的知見を有する技術者を28名配置しています。

○福井課長補佐 28名はPCB専業ではありますが、すべてが国の事業を担当しているわけではありません。おおよそ見積もって国のこの事業をやっているのが半分程度ではないかと思っています。

○山本次長 国のこの事業に対するエフォートとして見た場合は半分ぐらいということで、結構民間の事業者さんからもPCBの処理に関していろんな相談を受けて、いろいろ助言したり調査をかけたりとかをやっておりますので、いろんな自治体から、あるいは民間から受けている仕事とかをひっくるめて考えると、うちの事業だけで見ると、この半分ぐらいの体制でもできるのではないかと。

○川島副主査 ありがとうございます。そのことは、この入札をしようかという検討をする事業者に対して、どういった形でお伝えされているのか。あるいは、そのことは伝わるのが今の状況では難しいのかどうなのか。その点について教えていただけますでしょうか。

○山本次長 ご指摘の点については、今そういったことが伝わるかというとは多分伝わらないだろうと思いますので、いろいろご指導いただいて、1つは入札について説明会をやるということで、そういった説明会のプロセスを通じてきちっと説明するということがありますし、先ほどご指摘いただいたように、仕様書の中で、なるべく受ける側にとっていろんな条件がクリアになるようにということもありますから、そういった点でも工夫はできるのかと思いますので、そこは今後の改善点かと思っています。

○川島副主査 ぜひご検討いただけたらと思います。

○井熊主査 ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○古笛副主査 お話を伺う限り、極めて専門性が高いということは理解できたんですけども、これだけずっと同じ業者さんが行われているということであれば、廃棄物処理も進んできているので、契約金額が何とか下がらないかというところが気にはなっているんですけども、この点は、27年度は業務が拡大されたということで一旦増えて、28、29と全く同じような形で来ているんですけども、そこは何か見直すべき点はございませんでしょうか。

○山本次長 そこの点については、やっぱり国費でやっているわけですから、できるだけコストは重視してということになろうかと思っています。

今後、ちょうど我々にとっては今のるか反るかの時期ですから、コストよりも、とにかく地元との約束を守れないと我々も責任を果たせなかったということもありますし、たまたま見つかった事業者さんはそこで途方に暮れる事態になりますので、これは絶対あってはいけないということで、とにかく期限を守って完遂するということを第一優先ではやっておりますが、コストの視点が無いのもいけませんから、そこはその次の業務、その次の業務、今後の業務に当たっては、真に必要なものはどういうところかはしっかりと精査をして、予算要求の段階からそこは十分精査をした上で、業務発注については、先ほどご指摘いただいたように、何をお願いしなきゃいけないのかをしっかりと固めることで、そこはできるだけ適正な価格に抑えられるような検討はやっていきたいと思います。

○井熊主査　ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、皆様の意見も出尽くしたようでございますので審議はこの辺にしたいと思いますが、本件につきましては、平成28年度から当委員会が貴省に対して競争性等の改善を要請し、30年度契約に向けて、公告期間の確保や入札説明会の開催などの自主的な取り組みを実施していただいているものです。

本日、民間競争になじまない理由、あるいはこの事業の置かれた立場ですとか状況、そういうことをお話しいただきまして、すぐに民間競争入札の枠組みを活用していくかどうかは判断が難しいというふうに思いました。

よって、次の調達につきましては、結果を確認した上で総務省の公共サービス改革推進室のウェブサイトにも事業概要を公表し、民間事業者の意見、要望等を把握することとしたいと思います。

ただ、今回皆さんからも意見がありましたように、この財団にかなり限られているのではないかと思います。ほかの事業者さんが応札する可能性を問うということが入札の意義であるということについては、やはり説明会の開催であるとか、あるいは仕様書をわかりやすくするであるとか、どのくらいの人員がかかっているだとか、少し情報の公開というか、そういうものが不足している面があるのではないかと思いますし、あともう一つは、厳しいこの事業の状況とはいえ、コスト改善に関しても検討の余地があるのではないかと思います。そういった意味で、やはりずっと1者でやっている中でも、それを前提とした入札になっているのではないかと、少し私は懸念したところであります。

そうしたところを改善された上で、環境省さんがまず改善をして次の調達に臨んでいただきたいと思います。

その上で、入札結果が判明次第、その結果について、事務局を通じて分科会へご報告をいただければと思います。

なお、今後の取り組み状況や民間事業者から寄せられた意見、要望等の内容によっては、再度のヒアリングを検討することもあるということを申し添えさせていただきます。

このような方針で、先生方、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 では、本日の議論の内容につきましては、私と事務局で調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したものとしましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告願います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 では、以上をもちまして審議を終了いたしたいと思います。

環境省の皆さんにおかれましては、ご出席ありがとうございました。

○山本次長 どうもありがとうございました。

(環境省退室・防衛省入室)

○井熊主査 続きまして、公共サービス改革基本方針別表の取り扱いに関するヒアリングとして、防衛省の防衛装備品の補給・維持業務について審議を行います。

本日は、防衛省中村装備政策部長にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いいたしたいと思います。

なお、説明は20分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中村部長 中村でございます。よろしくお願いいたします。すいません、座ったままでご説明させていただきます。

○井熊主査 もちろん、はい。

○中村部長 それでは、P B Lを対象といたしました防衛装備品の補給・維持業務につきましてご説明を申し上げます。

防衛装備品の調達業務の質の向上あるいは経費の削減を図るために、補給、維持などに関する業務を包括的に部外委託します新たな契約方式といたしまして、海外で導入され成果を上げておりますP B L、Performance Based Logisticsという手法がございます。その導入に当たりまして、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の実施について、その適否も含め検討するというところで、現在、別表に記載させていただいているところでございます。

まず、このパワーポイント、横の資料でございますけれども、1 ページ目をごらんください。ここには、P B Lとは何かということについて記載させていただいております。従来、装備品等の補給ですとか整備につきましては、部品の購入や装備品の修理といったものをそれぞれ個別に契約するという形態で調達しておりましたが、P B Lは、例えば可動率の維持、向上ですとか安定在庫の確保といった成果に主眼を置きまして、包括的かつ長期的な契約を企業との間で結ぶものになっております。

これまでは、例えば自衛隊に在庫がないような部品はその都度契約しまして調達する必要があったことから、入手までに多くの時間がかかり、その間は整備が中断したりしてお

りました。他方、P B Lでは包括契約で会社からすぐに部品が入手できるということで、そうした中断が大幅に短縮されて可動率が向上するですとか、会社のサプライチェーンを活用するなどして部品の在庫量の削減が図られるといったことで、維持、整備経費の低減が図られるといった効果が見込まれております。

この1ページ目の下の図がP B Lの概念図になりますけれども、左側に描いてありますとおり、これまで防衛装備庁と各自衛隊の機関がそれぞれの所掌に応じて個別に調達していたものを、P B Lとして、右側になりますけれども、包括的に契約をし、契約の相手方においてマネジメントを行うことで効率化を図るといったイメージになっております。

続きまして、A 4縦の資料B－2と書かれましたものでございます。防衛省としてのP B L導入と別表への記載の経緯につきまして、簡単にこの資料に基づいてご説明したいと思います。

1ページ目に経緯について記載しておりますが、防衛省におきましては平成19年度からP B L導入について検討を開始しております。このP B Lの検討におきまして、海外では企業との長期的なパートナーシップを構築し、効率化のための投資を促すという観点から、例えば10年といった長期の契約という事例も見られましたが、我が国におきましては財政法上の制約から5年が限度となっておりました。

この5年を超える長期契約について検討を行う上で、当時、公共サービス改革法において、財政法の特例として10年を上限とした国庫債務負担行為が認められておりました。防衛装備品の特性から競争性はあまり見込めないと考えられましたものの、防衛省としては、その時点ではP B Lの検討の初期段階でもあり契約の実績もございませんでしたけれども、以後の検討において何か可能性もあるかもしれないといった観点から、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の実施について、P B Lを対象に、その適否も含め検討を行うということで、平成22年度から別表に記載させていただいたところでございます。

その後、平成23年度にP B Lの導入に向けたガイドラインというものを作成いたしております。

さらに平成25年3月には、パイロット・モデルとして陸上自衛隊の特別輸送ヘリコプターEC-225LPという機種で初めてP B Lを導入しております。

そのパイロット・モデルでの実績と他機種への導入の状況も踏まえまして、平成27年度末に、今後の方向性につきまして、こちらの公物管理等分科会におきましてヒアリングを実施していただきました。

防衛装備品の特性として競争性があまり見込めないという点にご理解をいただいたとは考えておりますが、一方で、その時点では導入事例にも乏しく、パイロット・モデルにつきましても履行の途中であったということで、今後のP B L導入においてまだ可能性があるのではないかというご指摘もいただきまして、その後の適用機種の拡大も踏まえ、引き続いて検討を行ってまいったところでございます。以上が経緯でございます。

恐縮ですが、パワーポイントのスライドのほうに戻りまして、3ページ目をござんくだ

さい。

こちらでは現在のP B L契約の状況を記載させていただいておりますが、これまで事業化されましたものは航空機あるいはその構成品を対象としておりまして、来年度の計画につきましても同様となっております。

前回のヒアリング以降ですと、一番上に書いてありますEC-225LPと、3つ目の掃海・輸送ヘリコプターのMCH-101、この両機種につきましては1回目の契約を終了しまして、引き続き、一番上のEC-225LPにつきましては平成28年度、3つ目のMCH-101につきましては昨年、今年度の12月に2回目の契約へと移行しております。

また、新たに平成28年度に、2つ目に書いてあります練習ヘリコプターのTH-135と一番下の戦闘ヘリコプター用の目標照準装置／操縦用暗視装置という構成品を対象としたP B Lを開始いたしまして、昨年12月に、4つ目のC-130R輸送機を対象としたP B Lを開始したところでございます。

また、中段に、平成30年度の予定としまして2件を国会で今ご審議していただいている予算案に計上しておりますが、いずれもライセンスの関係で契約相手方の限られると思われる案件となっております。

なお、航空機の修理につきましては、事業に当たって航空機製造事業法に基づく許認可が必要でございまして、委託する役務の履行に必要な施設、設備、技術などを有する企業は限られるという事情がございます。許認可を有する相手が1社しかいないということであれば随意契約とすることも可能ではありますが、理論的には許認可を得れば参入することは可能ということもありますので、そういった場合、まずは一般競争なり公募によりまして相手方を募りまして、防衛省としては、ほかにいませんといったことを確認するという意味で、はなから、当初から随意契約ということにはしておりません。一方、機種によりましては製造国ですとか製造元企業とのライセンスの関係で随意契約になる場合もございます。

P B Lにつきましては、航空機以外の装備品へも適用すべく検討を進めておりますが、なかなか事業化までは至っていないというのが現状でございます。また、今後P B Lを適用できるものがあっても、防衛装備品の特性から、履行できる者は限られるのではないかと考えているところでございます。

次に、4ページでございます。P B Lの導入によって得られた質の向上と経費の縮減について記載をしております。上の表がそれぞれの契約における経費の縮減額となっておりますが、従来の個別にやっておりました維持整備の方式と比べまして、P B Lではいずれも20%以上の経費の縮減が図られているところでございます。

また、質の向上につきましては、一番下の四角の中の質の向上と書いてありますところの3項目でございますけれども、例えば必要な部品が短期間で供給をされたり、会社の常駐員による支援が得られたりすることで、機体の早期の復旧が図られたり、また、官民で定期的にミーティングを行いまして、契約の履行状況について定量的に把握、分析をして、

パフォーマンスを確保するとともに、さらなる効率化や改善のための検討などが行われているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目になります。まず、PBLのパイロット・モデルの評価につきましてご説明を申し上げます。

先ほども述べましたとおり、パイロット・モデルの実施によりまして、維持・整備経費の縮減ですとか、整備用部品の円滑な供給、適時適切な技術支援、こういったことを実現いたしまして、運用機の確保に寄与するといったような成果が得られております。また、機体維持などを対象とした他機種のパイロット・モデルにつきましても、おおむね同様の成果が得られているところでございます。

他方、航空機の受託整備を行う場合には、航空機製造事業法に基づく経済産業大臣の許可が必要であり、委託役務の履行に必要な施設、整備、技術等を有する企業は限られる傾向にあるということも、改めて確認をされているところでございます。

こうした実績を踏まえまして、今年度、防衛装備庁としては、PBLの導入ガイドラインの改正を予定しております。現在、省内への意見照会を行っている段階でございまして、改正の具体的な内容について対外的にご説明をできる段階にはございませんけれども、次の2点、すなわちPBL適用に当たっての検討事項の明確化ですとか、検討から実施までの業務プロセスの整理、こういったことを念頭に、改正に向けた手続を進めているところであります。

なお、これまでご説明してまいりましたように、履行可能な者が限られますことから、公正性、透明性の確保についても、さらに重視をすることとしております。

また、防衛省におきましては、学識経験者で構成する防衛調達審議会といったものを設置しておりまして、審議会による調査審議を通じて、調達の公正性の確保を図っているところでございまして、PBL案件についても審議された経緯がございます。

続きまして、恐縮ですが、ワードの縦の資料B-2と書かれましたものに戻っていただきまして、5ページ目をごらんください。参考1というものでございます。

これは防衛調達に係る、いわゆる長期契約法でございますけれども、この長期契約法によりまして、PBLの案件を含めまして、5年を超える国庫債務負担行為が可能となっているところでございますけれども、この長期契約法の適用に当たっては、経費の縮減額を公表するということになっております。このように、長期契約法は、経費の縮減とともに透明性についても確保するといった枠組みになっているところでございます。こういった点、すなわち防衛省の実施しておりますPBLでは、民間競争入札による競争性の向上が見込めないですとか、もう既に質の向上と費用の縮減を実現しているですとか、あるいはPBLの導入のガイドライン、防衛調達審議会、長期契約法に基づく情報公開により、公正性の確保を図るといったことにしております。

こういった点を踏まえまして、パワーポイントの最後のページになりますけれども、防衛省といたしましては、PBLを対象として検討してまいりました防衛装備品の補給・維

持業務につきましては、基本方針の別表から削除をお願いしたいと考えているところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○井熊主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがでございますか。

○尾花副主査 ご説明いただきありがとうございます。資料2の1ページ目のPBLのイメージというところで、理解を確認したいんですが、PBL契約企業との包括契約は、場合によっては一般競争入札から始められるものもあるけれども、所定の手続を経て随意契約と決断される場合もあるというのは理解できました。包括契約がなかった場合に、例えば整備ベンダー、部品ベンダー、保管、配送、こちらの業者と契約するような場合には、一般競争入札になっていたという理解でよろしいでしょうか。

○加藤室員 まず、保管につきましては、従来は自衛隊が自分で倉庫を持ちまして、そこに保管をしていたものを、PBLでは企業に委託をするというような形になってございますので、従来であれば、自衛隊が自分で倉庫を持って、そこに部品を納めていると。配送につきましても、部品の調達をいたします際に、自衛隊の倉庫まで納品をしていただくという形で、部品の購入と納品がセットという形になりますが、個別に保管ですとか配送の契約をしていたということではございません。

○霜田室長補佐 補足いたしますと、今ご質問の点で、包括的に調達も含めてということなどところでPBLで行うに当たって、個別でやっていた場合どうなのというご趣旨と思います。そこは全てのものと同じなんですけれども、ライセンスもの等がございましたら、それは随契のものでございますし、基本的には同じような考えで、調達先というのはある程度決まっているところでございますけれども、同じような契約の一般競争から、あとは公募をかけて、ないですねというのを確認した上でやっているというのが一般的な考えでございます。

○尾花副主査 ありがとうございます。そういたしますと、委員限りの資料のB-3とかを拝見いたしますと、1件ごとの契約金額が、直近のものだと110億を超えるようなものであって、そこを随意でPBL契約企業にお任せする場合の、本来、個々に調達していたときに確保できたかもしれない一般競争による透明性、公正性みたいなものを、1つの企業に随意で渡してお任せした場合に、そのPBL契約企業が整備ベンダーや部品ベンダーから供給を受ける際の透明性、公正性とかはどうやって確保されているのかというのが聞きたかった点です。

結局は、部分的に調達している場合には一般競争入札があって、一定の手続の透明性、公正性が図られていたと理解していますが、今回は包括契約で、元締めに110億で委託したような場合に、元締めが下請けから調達するサービスの価格についての透明性や公正性というのは、このPBLだとどうやって確保しているんでしょうかというところを伺いたい

と思いました。

○加藤室員 今ご指摘のございました点についてご説明を申し上げます。

例えば直近のC-130Rを例にとって申し上げますと、これにつきましては、部品については基本的には商社経由で入手をしていたところが多いでございます。一方で、FMSと申しまして、アメリカの政府から直接購入するという部品もございます。ただ、どこの商社さんでも扱っているかという、そういう類いのものではございませんので、従来についてもそれほど競争性があつたかという、そういった状況ではないというところ。もう一つは、我々、事前に分析をしております。それは従来の契約実績、あるいは1年間にこれだけの部品を使いましたということで金額を積み上げて、それを包括にしたときに、どのぐらいコストのメリットが出るんだろうかという分析をいたしまして、これが確実にコストのメリットが得られるということでなければ、基本的には包括契約には行かないという判断をしております。

○尾花副主査 ありがとうございます。

○加藤専門委員 よろしいですか。

○井熊主査 はい。

○加藤専門委員 今のコスト縮減効果について、2割以上の効果があるというところで、そこをもうちょっと詳しく伺いたいんですけれども、すごく変な言い方をすると、今までは防衛省で抱えていた在庫とか倉庫の費用を民間に押しつけたことによって、コストが縮減されたと見えなくもないかなと思うんですね。でも、それだけでこの2割があるのかどうか、当然、個別個別にやっていたものを包括にするので、その分でコストが縮減されるという効果が大きいと思うんですけれども、2割の中のコストの効果で、包括にすることによってどの効果が一番効果的で、どの程度縮減できたのかという事例なんかがあると、ご紹介いただけるとありがたいかなと思いました。

○加藤室員 TH-135の例で申し上げますと、ほかの機体もそうなんですが、基本的には部品費の縮減がこの縮減の大半を占めております。TH-135を例にとりますと、海上自衛隊でこれを15機、今装備をしております。海上自衛隊がこれに対する部品の補給をやろうといたしますと、15機のために、使用頻度の高いものから、低いけれども、ないと飛べなくなるようなものまで、一式を倉庫に抱えて、使った分、また都度都度調達という形になるんですが、この飛行機、エアバス社製の民間転用の飛行機でございまして、これが世界で1,300機ございます。エアバスの国際的な物流拠点ですとか、サプライのネットワークがございまして、そちらを活用することで、海上自衛隊の15機だけのために部品を持つ必要がなくなり、国際的なグローバルサプライチェーンの恩恵を得られるというのが、経費の縮減という点では一番大きいところでございます。

○加藤専門委員 済みません。素人で申しわけないんですけれども、純粹に部品であると、いつからいつまでの期間の中でコストが縮減できたという期間がすごくきくと思うんですよ。結局、その期間では使わなかったものが、翌年、翌々年に使ったかもしれないの

で、どこからどの範囲のライフサイクルのコストを考えて縮減を公表するのかというのは、事部品に関して言うとなかなか難しい気がするんですよね。今後100年を想定してやったら、あまり縮減効果がないのかもしれないとか、そこら辺はどうお考えで縮減を公表するんですか。契約の期間内として想定をして、これまで従来のやつというのは、その中で発生していたわけではなくて、実際に購入していたものが従来で積み上がって行って、それとの比較で2割以上の縮減効果があるということなんですか。

ポイントはわかりますかね。聞きたいことは、備品のやつだと、期限をいつで切るかによって計算が難しいなと思うんですけれども、そこら辺がどうしたら出るのかなと。

○加藤室員 基本的には、条件をそろえた計算を事前の分析でやっておりまして、ある一定期間を設定いたしまして、従来方式でやった場合にどの程度費用が積み上がるか、これを委託した場合に、どの程度の費用が積み上がるかという比較を事前に分析しますので、当初調達したものから全てをひくくめた金額と、この先、例えば5年ということで比較をしているというわけではございません。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○川島副主査 どうもご説明ありがとうございました。

委員限りの資料B-3の中で、例えばEC-225LPという、一般競争から随意契約に変えたというのですとか、TH-135、これも一般競争から随意契約に変えたとありまして、一般競争入札を行っていた場合は、どういったところがこの契約に入札することを想定されていたのかを教えてくださいたいと思います。

といいますのは、今回のPBLに切りかえた結果、実際、発注先というのは製造会社ないしは国内でライセンスを有する者ということで、以前はそれ以外にどういったところがこうした入札に応じる可能性があったのか、その辺について教えてくださいたいと思います。

○加藤室員 この2つ、ECとTH、いずれにつきましても、従来も部品につきましても製造会社を相手方として都度調達をしていたところでございます。ただ、整備につきましても、製造会社以外の整備会社に委託をする場合もございました。ですが、これを別々にやっていて、それも自衛隊が部品を抱えてということでやっていくのと、製造会社をお願いをして包括的に見ていただくのと、どちらが有利かという検討の中で、PBLという形を選択しました際に、ただ、従前、整備を請け負っていた会社もございますので、彼らの参入可能性も、実際には部品の調達ですとか技術支援的なところが整備の会社ではなかなか難しいところがございますので、その点でおそらくは難しいだろうというところはあったんですが、理論的には参入は可能でございましたので、一般競争と。ただ、この際、応札は製造会社の1者のみということと、一般競争から随意契約になりましたのは、一般競争の際に応札をした1者が落札いたしませんでしたので、予決令に基づいて随意契約に移行したということでございます。

○川島副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

○尾花副主査 いいですか。

○井熊主査 どうぞ。

○尾花副主査 PBL事業になった場合に、包括的に受ける相手方が非常に重要になってきて、これまで分割発注していたときに、一般競争入札等で確保できたかもしれない透明性とか公正性が一部見えなくなってしまうのではないかという懸念を持っています。PBL導入ガイドライン等では、包括的に受託したPBL契約企業がさらにベンダーさんから調達する際の調達方法等についても、何か定める予定はございますか。というのは、PBL契約企業から整備ベンダーや部品ベンダーへ委託する際も、できる場合は一般競争入札を導入しなさいみたいなガイドラインがもしあるとすると、公サ法相当の透明性、公正性があるのがより明確なのですが、そうでない場合は、随意契約でまとめて100億を誰かに任せてしまって、公サ法で考えた透明性が同等にありますというところが説得されにくかったもので、その点、PBLガイドラインがどういう調達手続を確保することを予定されているのかなというところがもしあれば、教えてください。

○霜田室長補佐 ご質問の趣旨、先ほどの流れからということで認識しております。PBLの枠組みが、そもそも企業の民間のノウハウを生かした、サプライチェーンも含めた形で、そのノウハウを生かした形でのコスト削減を図るといったところも1つの目的ということもございまして、結論から言いますと、ガイドラインで企業の手配の位置までも縛りつけるというようなことはなかなか難しいところでございます。他方、ガイドラインで透明性、公正性を担保するいったところにつきましては、今のところ、先ほど中村からも説明したところでございますけれども、防衛装備品としては限られたところであるんだけど、今後もそこは可能性としてあるんじゃないかということであれば、一般競争に付したり、公募にかけたりということは、やみくもに随意契約で全てやるというようなことはやらずに、きちんとそこは検証してやりなさいよといった旨の公正性、透明性は図っていくとしておるところでございます。

○尾花副主査 わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 先ほどの委員からお話があったのとほぼ同じなんですが、資料2の4ページの効果のところでございますが、内容的にどうしても相手が限られる内容なので、随契であったり、一般競争入札を手続としてはやるけれども、業者が限られる可能性はあります。それは理解できるところで、実際、グローバルサプライチェーンであったり、在庫を持つところを企業さん側に委ねることによって、業務が効率化される分、コストが下がるのであろうという概念的なところはよく理解はできるんですが、実際に効果がほんとうにこんなにあるのかというところの検証と分析をもう少ししっかりやっていただいて、これがほんとうに効果があるということの説明がしっかりできれば、私は理解できるんだと思

うんですが、他方で、AH-64Dというようなものと、72%コストが下がっていると書いてあるんですが、ほんとうにこんなに下がるのであろうかとか、さっきおっしゃっていたように、部品の期間のとり方であったりとかで、ほんとうにこれだけの効果が出るのであれば、なぜ、どのような要因でこんなに効果が出たのかということが説明できるように、ある程度分析いただかないと、これがほんとうに正しいのかというところがいまいち心証が得られないものですから、そこはもうちょっとお願いしたいなというところだと思います。

○加藤室員 例えばAH-64D用の目標照準装置につきましては、装置、電子機器になるんですが、今まで不具合が生じたときに会社に修理をお願いしていたというものです。従来のやり方ですと、一旦、まず診断をお願いして、診断の結果で1つ、契約が終了して、ここが悪かったです、こういった部品を交換しなければいけませんという結果を得まして、今度は修理の、じゃあ、こことこことこを直してください、あるいは部品の一部は官側で手配をしますといったような契約をいたします。従来ですと、診断におよそ1年から2年、また一度引き取りまして、修理をお願いする際に、官側で、あるいは会社側で部品を手配する期間も含めまして約2年程度、最長で4年程度、1つの修理に要していたと。これを包括契約でまとめて会社をお願いをすることで、1年程度まで短縮ができるということで、今まで故障をすると、修理に出して直るまでに4年かかっていたものが、1年で返ってくる、4分の1になるということで、壊れている間にも予備のものと交換をしなければなりませんので、その予備の品物が数字の上では4分の1で済むというところで、今持っているものについては、そのうちだんだん壊れて使えなくなって捨てるということがありますが、一定の数に減るまでは壊れても新しいものを買わなくて済むということで、これだけの縮減効果が得られているというものになります。

○宮崎専門委員 わかりました。単純に直す業務のコストそのものが4分の1になったのではなくて、そのリードタイムというか、直す期間が短縮されたことによって、予備を持たなきゃならない在庫の保有量も減ったという効果も入っているということですね。

○加藤室員 さようでございます。

○宮崎専門委員 わかりました。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

私のほうから。B-3に載っているやつは、現状、全て随契になっているわけなんですけれども、随契を選択するためには、所定の検討を行って随契を選択されているということなんですが、現在対象となっている航空機関連のものに関しては、基本的には、防衛省さんの中の検討で、随契やむなしというものばかりだと解釈してよろしいんですか。

○中村部長 そのとおりでございます。ライセンスを持っているところ、ライセンス元との関係がございますので、これはもう随契以外でやりようがないというのがこのようになっている、そういうことでよろしいんですよ。

○加藤室員 はい。

○井熊主査 現在、P B Lで一般競争入札になっているものはあるんですか。

○中村部長 最終的にはございません。

○井熊主査 わかりました。

ほか、よろしいですか。

それでは、この辺で議論を収束させていただきたいと思いますが、本分科会は、今後の調達、自主的な取り組みによって、市場化テストと同等またはそれ以上の効果が見込めるか、そして、別表から削除しても問題ないかを確認するためのものでした。

本事業、P B L事業は、これまでに経済性とか業務の品質の確保のための取り組みがなされており、特に経済性においては非常に高い効果、内容の検証が必要というご指摘もありましたけれども、少なくとも現状の見える数字の中では非常に高い効果で、おそらくこれを前に戻すという選択はほとんどないんだろうと、これだけ効果があると思います。

一方、少なくとも現状、この対象を航空機関連ということで定めている限りにおいて、なかなか競争が成立するような環境にはないというようなことかなと思いました。

そのため、当面の間、民間競争入札の対象となる具体的な案件が見込まれない、航空機であるということであれば見込まれないと思いますので、防衛省としても引き続き改善に取り組むこと、それから、防衛調達審議会での審議や長期契約法による経費削減の公表による透明性の確保に努力をされているというようなことなので、別表からの削除は問題ないのではないかと思います。

ただし、P B Lというものの自体の透明性をどういうふうに説明していくのかとか、効果をどういうふうに説明していくのかとかいうようなことは1つの課題として残るんだろうと思います。こういう委員会の中で、公サ法の対象にするかどうかという議論であればよろしいのかもしれませんが、例えばこういうものが全て随契で、何十億、100億単位の案件がこれだけ随契で発注されているということを国民に知らせたときに、どのような評価を受けるのかということも課題として残るのかなと思います。その意味で、P B Lという方式が従来の方式に比べてすぐれた方式であるということは実績が示しているのかと思いますけれども、これをどういうふうに世間が納得するような形として維持していくのかというのは、今後、いろいろな検討が求められる部分ではないかなと思うところであります。

したがって、そういうところのご検討もされていくということを前提に、今後、P B L事業は、防衛省の自主的な案件として実施していただきたいと思います。ただし、その対象がその他の装備品というようなところに拡大し、公サ法の適用の意義が出てきた場合には、情報を監理委員会にも共有していただくようお願いをしたいと思います。

そういう内容で、先生方、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 では、そのような形で進めたいと思います。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局で調整の上、監理委員会の報告資料として整理したいと思います。

整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会にご報告願います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 では、以上をもちまして、審議を終了いたしたいと思います。防衛省の皆さんにおかれましては、ご出席ありがとうございました。

○中村部長 どうもありがとうございました。

(防衛省退室)

○井熊主査 では、続きまして、自主選定となった事業の報告につきまして、事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 後ろにあります資料3をごらんいただければと思います。

昨年の12月の公物分科会におきまして、ヒアリングの対象と検討しておりました下記の2件の事業につきまして、事務局と各省と調整した結果、自主的に市場化テストを行ってまいりたいという回答を得ましたので、ご報告申し上げます。

1件目が、内閣府の宇宙システム海外展開に向けた戦略的パッケージ・ツールの策定および普及ということで、もう一枚のC-1、委員限りの資料でございますが、12月末に説明したのですが、事業内容につきましては、宇宙システムを活用した海外展開、案件形成、人材育成とか、課題整理という事業でありまして、契約等の内容を見た限り、まだまだ改善の余地があるということで、まだまだ改善の余地があると伝え、さらに、市場化テストを導入することにより、第三者の視点によってよりよい改善ができますよということでお伝えした結果、内閣府より市場化テストを導入するという回答を得ております。

もう一件ですが、C-2の資料になりますが、こちらにつきましては、特許庁の特許等取得活用支援事業という事業でございまして、海外事業を行ないたいけれども、特許の関係とかを調べたいというときに、各都道府県にワンストップサービスでそういう相談窓口をつくるという事業でございます。これにつきましては以前より継続してヒアリング等を行っておりました。色々と改善は行ってきましたが競争性の点に課題があり、また随意契約を行っており、次期事業、平成32年からは随契をやめまして、一般競争入札に移行して、さらなる改善を図りたいとのことであり、これを契機に、市場化テストを導入してよりよいものにしたいという回答がありました。よって、こちらにつきましても別表に掲載し市場化テストを導入したいと考えております。

以上でございます。

○井熊主査 ただいまのご説明について、何か確認すべき点等ございますでしょうか。よ

ろしいですか。

それでは、本件に関しましては、監理委員会への報告の後、本年度の基本方針別表への掲載となりますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○井熊主査 以上で公物管理等分科会は終了いたします。本日はありがとうございました。

—— 了 ——